

退 園 届

年 月 日

江戸川区長 殿

以下のとおり届け出ます。

※退園予定がある方は、保育課保育係(03-5662-0066)にご連絡ください。

保 護 者 住 所	
保 護 者 氏 名 ①	ふりがな 電話番号 ()
保 護 者 氏 名 ②	ふりがな 電話番号 ()

以下の理由により、保育施設を退園します。

保 育 施 設 名	保育園・認定こども園	
退 園 す る 年 日	年	月 末 日
退 園 す る 児 童 氏 名	生 年 月 日	ク ラ ス 年 齢
ふりがな	. .	歳 クラス
ふりがな	. .	歳 クラス
ふりがな	. .	歳 クラス

退園理由にチェックを入れ、記入してください。

江戸川区外へ転出のため ※原則として江戸川区の教育・保育給付認定は取消しとなります。



現在通園している保育施設へ、継続して通園を希望する(注1・2・3)。

転出(予定)年月日: 年 月 日

転出先住所: _____

注1: 転出先の自治体で転出月中を期限とし、継続して通園するための申請が必要です。

期限内に申請が完了しない場合、通園はできません。

注2: 継続して通園するためには通園要件が必要なため、当区および転出先自治体へ事前確認してください。
転出先の自治体によっては、継続して通園できない(引続き江戸川区内の保育施設での受入が出来ない)ことがありますのでご注意ください。

注3: 転出先の自治体により、給食費等が別途発生(保護者負担)する場合があります。必ず裏面をご確認ください。

継続通園はしない。

自宅で保育可能なため

育児休業取得のため

諸事情のため()

幼稚園・認可外施設等へ通園するため

主管課記入欄

受付	收受番号	登録
	受付園・受付者	入力
	父・母・他()	

転出後、通園を継続される 3歳から5歳クラスの児童の給食費について

令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」に伴い、3歳から5歳クラスの児童の保育料が無料となっています。江戸川区では、給食費も区が負担し無料としています。ただし、江戸川区から転出され、区外から江戸川区内の保育園に通園する場合、転出先の自治体により、給食費の取り扱いが異なります。**通園を継続される場合、給食費を保育園または、江戸川区へ納付していただくことがありますので、詳細は、転出先の自治体へお問い合わせください。**

なお、区外からの通園については0～2歳クラスを含め給食費以外にも別途費用が発生することがあります。

【自治体の種類】

- ①江戸川区と同様に自治体が負担し、給食費を無料とする自治体
- ②保護者から実費徴収する自治体

【給食費の金額および支払方法】

通園継続する保育施設	給食費の金額	支払方法
区立保育園	月額5,100円	納付書払い(江戸川区から毎月発行) ※
私立保育園・認定こども園	各保育園が定める額	お通りの保育園へ お問い合わせください。

※お支払い方法は、金融機関または保育課窓口(江戸川区役所本庁舎)での納付書払いのみとなります。あらかじめご了承ください。支払期限は毎月月末(月末が土・日・祝日の場合は、翌営業日)です。